資料 4

平成25年5月23日
行政改革推進委員会資料
企画財政部財政課

補助金等の見直しについて

1　背景・経過

袋井市では、行政改革実施計画に基づき、補助金等の適正化を図り、財政の健全化・効率化を図るため、３年ごとに見直しをしています。

平成19年度は袋井市補助金等評価委員会から提言された「袋井市補助金等の見直しの考え方」に基づき、本市の見直しの考え方を定め、補助金評価シートによる見直しを行いました。

平成22年度は、補助金評価シートによる評価をするとともに、新たに①人件費の削減②物件費の削減③繰越金（剰余金）の精算の視点を加え、ＰＤＣＡサイクルを機能させる事務事業評価と同様の方法で見直し作業を実施し、Ａ～Ｅの５段階で評価をし各担当課に示しました。

2　今回の見直し

今回の見直しは、前回見直しの平成22年度と同様に作業を進めます。

見直しをする補助金等については、19節「負担金補助及び交付金」のうち、国又は県の制度によるもの補助額が決まっているもの、債務負担行為等がされており市の支出が決定されているもの、市に交付や負担が義務付けられているものについては見直しの対象外とし、少額のものは担当課が財務分析を行うものとします。

見直しの対象となった補助金等については、各担当課において個別に補助金評価シートによる検証・評価をし、その後財政課において再検証・評価をします。

財政課の評価結果については、前回同様各担当課に示し、平成26年度予算要求に反映をさせます。

＜今後のスケジュール＞

５月下旬	24年度決算を反映させた補助金評価シートの作成依頼 （所管課にて検証・評価を行う。）
６月～７月末	補助金評価シートにより財政課で再検証
８月～９月末	行政改革推進委員会にて協議（意見を頂く）
10月中旬	個々の補助金等について継続･見直し･廃止を最終判断
11月中旬	26年度当初予算要求に反映
３月中旬	２月議会の総務文教委員会へ報告（見直し効果）

補助金等の見直しの状況

1　19節（負担金補助及び交付金）内訳

（単位：千円）

補助金等の種類		平成19年度			平成22年度			平成25年度		
		件数	見直し対象件数	当初予算額（千円）	件数	見直し対象件数	当初予算額（千円）	件数	見直し対象件数	当初予算額（千円）
1　補助金	補助金	108	108	1,621,702	114	100	1,934,152	110		2,163,542
2　助成金	補助金	14	14	160,462	13	7	33,545	18		28,951
3　利子補給金	補助金	6	6	21,693	12	9	28,140	10		29,490
4　奨励金	補助金	1	1	9,000	1	1	17,400	1		44,400
5　交付金		16		152,564	19	14	190,349	18		182,839
6　負担金	負担金	333		2,638,276	314	32	3,131,432	321		2,456,888
7　分担金	負担金	9		6,695	9	1	22,460	7		18,483
8　会費	負担金	21		1,279	18		1,003	17		1,038
9　清算金	負担金									
10　拠出金	負担金	2		5,269	3		5,119	4		4,044
11　納付金	負担金	1		1,337	1		2,624	1		2,064
合計		511	129	4,618,277	504	164	5,366,224	507		4,931,739

補助金（1～4）について見直しを実施した。

見直しの対象をすべての補助金等に広げた。
ただし、次のものを除いて実施した。
①国・県の制度によるもので補助額がきまっているもの
②債務負担行為等により市に交付や負担が義務づけられているもの
③交付金・負担金（5～11）は少額（50万円以下）のもの

平成22年度と同様の範囲対象とする。

2　見直し対象及び効果

	平成19年度		平成22年度		平成25年度	
	件数	当初予算額（千円）	件数	当初予算額（千円）	件数	当初予算額（千円）
見直し対象	129	1,812,857	164	998,045		
見直し効果						
縮小したもの	8	▲ 8,141	53	▲ 73,313		
廃止したもの	8	▲ 23,740	9	▲ 50,772		
事業化・交付金化	4	▲ 7,545				
同額のもの	109	―	60	―		
増額したもの			42	66,036		
計	129	▲ 39,426	164	▲ 58,049		

平成22年度　補助金等見直し対象一覧（参考資料）

補助金名	補助対象経費 1…事業費 2…運営費		補助額 （率）	交付先 1…個人 2…団体	
市職員互助会交付金	1	職員の相互共済及び福利厚生を図る経費	給料総額の2/1000	2	袋井市職員互助会
県市長会負担金	2	県市長会の運営に係る経費	人口割	2	県市長会
公会堂建設費補助金	1	コミュニティ施設の整備費用	事業費の1/3以内（上限1,000万円）	2	コミュニティ組織
袋井国際交流協会補助金	1	市民の国際化、多文化共生の推進を図るために行う事業	事業費の1/2以内	2	袋井国際交流協会
協働まちづくり事業補助金	1	事業実施に必要な経費	総事業費の2/3以内	2	提案団体
コミュニティ施設整備事業費補助金	1	コミュニティ施設の整備費	1/3以内（上限100万円）	2	コミュニティ組織
コミュニティ事業助成金（宝くじ助成）	1	コミュニティ活動に直接必要な施設または設備の整備に要する費用	上限250万円	2	コミュニティ組織
自治会運営交付金	2	自治会の運営経費	1世帯につき年額1,000円	2	自治会
自治会連合会運営交付金	2	地区自治会連合会の運営経費	1世帯につき年額250円	2	各地区自治会連合会
地域を明るくするコミュニティ活動事業交付金	1	地域住民の連帯意識や自治意識の高揚に資する事業	市長が定める額（内規では上限30万円）	2	自治会連合会
生活バス路線維持補助金	1	不採算の生活路線のバス運行を維持する経費	予算の範囲内	2	遠州鉄道、秋葉バスサービス
防犯灯設置費補助金	1	防犯灯新設もしくは器具の取替に係る経費	設置費用の1/2以内	2	自治会
交通安全会連合会運営費交付金	1	交通安全対策事業に係る経費	市長が定める（国勢調査人口50円/1人＋国勢調査世帯数50円/世帯）	2	袋井市交通安全会連合会
袋井市防犯推進協会交付金	1	犯罪のない明るいまちづくりを推進する事業を行うための経費	予算の範囲内	2	袋井市防犯推進協会
防犯まちづくり推進事業交付金	1	地域ぐるみの自主防犯活動を実施する経費	引き続く2会計年度に70万円を限度とする	2	地区安全会議
県交通安全指導員設置事業負担金	1･2	交通安全指導員に係る経費	磐田警察署管内での必要額（県下交通安全指導員の1人当たりの必要額を元に算出）×1/2×袋井市負担率（人口割80%、均等割20%）	2	(財)静岡県交通安全協会
磐田警察署管内防犯協会負担金	1	磐田警察署管内の犯罪防止、治安の維持、警察の諸活動に協力するための経費	30円×人口	2	磐田警察署管内防犯協会
天竜浜名湖鉄道経営助成基金負担金	2	経営助成基金へ負担金として支出	負担率＝（平等割、線路延長割、駅数割、利用者割、投資調整額から算出）	2	天竜浜名湖鉄道(株)
木造住宅耐震補強助成事業補助金	1	当該事業に要する経費	当該事業に要する経費(上限60万円、高齢者障害者世帯は80万円)	1	事業実施者
既存建築物耐震性向上事業費補助金	1	既存建築物等耐震性向上事業	建物区分等による基準額（上限200万円）	1	事業実施者
自主防資機材整備事業補助金	1	自主防災隊の防災資機材購入費	基準額または購入価格の低い額の2/3以内	2	自主防災組織
ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金	1	ブロック塀等の撤去及び避難路・避難地沿いブロック塀等の改善事業に対する経費	1/2以内	1	事業実施者
防災ベット購入費補助金	1	静岡県が開発した防災ベッドの購入に要する費用	2/3以内（上限20万円）	1	購入者
自主防防災訓練用消火器詰替助成金	1	総合（地域）防災訓練において使用した消火器の詰め替え費用に要する経費	上限15,000円 （市長が定める）	2	自主防災組織

補助金名	補助対象経費 1…事業費 2…運営費		補助額(率)	交付先 1…個人 2…団体	
消火栓新設負担金	1	消火栓を新設する経費の負担	消火栓新設施工経費	2	袋井市水道事業
消火栓維持管理負担金	1	消火栓の維持管理経費	消火栓の維持管理に要した経費	2	袋井市水道事業
防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金	1	静岡県の防災ヘリコプターの運航に係る経費	均等割(17%)・人口割(83%)	2	静岡県防災ヘリコプター運航連絡協議会
防災行政無線運営協議会負担金	2	防災行政無線施設の維持管理、運用上必要な事に係る経費	市44万円、支所22万円	2	静岡県防災行政無線運営協議会
県共同利用電子入札システム利用団体負担金	2	静岡県共同利用電子入札システムの運営費	(全体経費－県負担経費(利用件数で按分))×(袋井市人口／参加市町人口計)	2	静岡県
地方税電子化協議会負担金	1	(社)地方税電子化協議会が行う地方税及び国税の電子申告化を勧める事業を運営するに当たり必要な経費を会員が負	人口割、納税義務者数割、税収割	2	(社)地方税電子化協議会
特定不妊治療費助成	1	特定不妊治療に要した医療保険対象外の治療費(静岡県等の補助金を受けた時は祖金額を除く)	1回上限10万円、年2回、5会計年度を限度	1	特定不妊治療を行った個人
妊婦健康診査費助成	1	保険診療に該当しない妊婦健康診査	審査項目により異なる。上限15,000円、1回4,000円・5,300円、3,000円	1･2	医療機関、妊婦
市スポーツ協会補助金	1	団体の活動振興事業に係る経費	事業費の1/2以内	2	袋井市スポーツ協会
スポーツ拠点づくり推進事業補助金(全国エアロビック選手権大会実行委員会補助金交付要綱)	2	実行委員会の運営に要する経費	予算の範囲内	2	全国エアロビック選手権大会実行委員会
袋井クラウンメロンマラソン大会補助金	1	クラウンメロンマラソン大会に係る経費	1/2以内	2	袋井市スポーツ協会
エコパ活用事業補助金	1	小笠山運動公園施設使用料	1/2以内(上限3万円)	2	市内スポーツ団体
遺族会補助金	1	遺族会が行う事業	市長が定める額	2	袋井市遺族会
南磐田地区保護司会袋井地区補助金	1	保護司会の行う事業に要する経費	市長が定める額	2	南磐田地区保護司会袋井地区
民生委員・児童委員協議会交付金	1･2	地区民生委員協議会運営経費、民生委員実費弁償費	予算の範囲内、等	2	民生委員児童委員協議会
南磐田地区保護司会負担金	1	保護司会の行う事業に要する経費	世帯数×30円	2	南磐田地区保護司会
袋井人権擁護委員協議会負担金	1	人権擁護委員協議会の事業に係る経費	人口割、均等割、委員割	2	人権擁護委員協議会
社会福祉協議会補助金(事業費)	1	社会福祉活動事業	予算の範囲内	2	社会福祉協議会
社会福祉協議会補助金(運営費)	2	事務局職員人件費	対象経費の実支出額	2	社会福祉協議会
(福)天竜厚生会障害者自立支援施設建設費補助金	1	施設整備費(借入金の元利償還額を含む)	市長が定める額	2	社会福祉法人　天竜厚生会
通所サービス利用促進事業補助金	1	新体系に移行した日中活動計の事業所が行う送迎サービスの事業費	上限300万円以内	2	社会福祉法人なごみかぜ、NPO法人やくわり
身体障害者福祉会補助金	1	福祉会が行う事業費	市長が定める額	2	袋井市身体障害者福祉会
(福)福浜会知的障害者更生施設通園事業運営費補助金	2	施設の運営上必要と認められる経費	市長が定める額	2	社会福祉法人　福浜会
(福)磐田厚生会知的障害者更生施設通園事業運営費補助金	2	施設の運営上必要と認められる経費	市長が定める額	2	社会福祉法人　磐田厚生会

補助金名	補助対象経費 1…事業費 2…運営費		補助額 (率)	交付先 1…個人 2…団体	
自動車運転免許取得費補助金	1	免許取得費のうち指定教習所に支払った経費	1/2以内(上限10万円)	1	身体障害者
自動車改造費補助金	1	自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造するために要した経費	上限10万円	1	身体障害者
手をつなぐ育成会補助金	1	手をつなぐ育成会の事業	市長が定める額	2	手をつなぐ育成会
新事業移行促進事業補助金	1	特定旧法指定施設から新体系事業所等に移行する事業所等の事業経費	生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続支援:5,700円/1人　施設入所支援:4,750円/1人	2	事業実施者
丹誠会補助金	1	中遠地区精神保健福祉会が行う精神保健福祉事業にかかる経費	磐田・袋井・森で既定額	2	中遠地域精神保健福祉会丹誠会
中東遠地域障害者就労支援事業負担金	1	訓練指導員の人件費等	人口割60% 利用者割40%	2	明和会
通所サービス利用促進事業負担金	1	新体系に移行した日中活動計の事業所が行う送迎サービスの事業費	磐田市が支出した送迎サービス利用促進補助金のうち袋井市分	2	磐田市
シルバー人材センター補助金	1	高年齢者就業機会確保事業に要する経費	国と同額を限度とし、県補を除いた額を、森町と人口割70%基礎割30%で分担	2	シルバー人材センター
老人クラブ活動補助金	1	老人クラブが行う事業	310円×会員数、4,800円×12月×クラブ数	2	老人クラブ連合会
高齢者集いの場づくり事業補助金	1	公会堂で高齢者の生きがいと健康づくりの推進に必要な備品の購入に要する経費	1/2以内(上限25万円)	2	自治会
介護保険低所得者利用者負担額軽減制度事業費補助金	1	対象サービス利用者負担額を減免する経費の1/2	対象サービス区分ごとに設定	2	介護サービス提供社会福祉法人
地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	1	スプリンクラー設置費用等	基準単価により算出	2	介護サービス事業者
担い手育成支援対策事業補助金	1	生産調整に係る経費	水田10aあたり3,500円以内	1	生産調整実施者
農産物加工開発支援事業補助金	1	農業と商業の連携を支援し農村部の活性化を支援する事業	事業対象費の1/2 (全額国庫)	1･2	認定事業者
袋井市農業振興会補助金	2	会の運営に関する経費	市長が定める額	2	袋井市農業振興会
農業共済組合補助金	2	静岡県西部農業共済組合運営にかかる経費	市長が定める額(県西部地区自治体により戸数割、金額割、平等割で負担)	2	静岡県西部農業共済組合
袋井市クラウンメロン振興協議会補助金	1	袋井市クラウンメロン振興協議会の事業にかかる経費	1/3以内	2	クラウンメロン振興協議会
水稲生産対策補助金	1	水田構造改革対策を円滑に進めるための協議、検討等の事務に要する経費	1/2以内(上限50万円)	2	遠州中央農業協同組合
農産物直売所開設補助金	1	農産物直売所開設の開設に要する備品購入費、リース契約費用	1/3以内(上限50万円)	2	3戸以上の農業者で構成する団体
ふくろいブランド米開発販売促進事業補助金	1	ふくろいブランド米開発販売促進協議会が実施する事業	1/2以内(上限40万円)	2	ふくろいブランド米開発販売促進協議会
森林整備事業補助金	1	森林整備事業に係る経費	造林事業1/2以内、枝打ち下刈り間伐事業は2/5以内	1･2	事業実施者
農業経営基盤強化資金利子補給金	1	農業経営基盤強化資金の利子	県助成率(利子のうち1/2)	1	農業経営基盤強化資金の借入農業者
農地・水・環境保全向上対策事業交付金	1	自治会、農業者等で構成する団体が、農地、農業用水等を保全するために実施する事業に要する経費	1/4以内	2	地・水・環境保全向上対策事業活動組織

補助金名	補助対象経費 1…事業費 2…運営費		補助額 (率)	交付先 1…個人 2…団体	
茶生産対策補助金 (袋井茶振興協議会補助金)	1	袋井茶振興協議会が実施する事業に要する経費	補助対象経費の1/2と220万円を比較していずれか少ない額	2	袋井茶振興協議会
農業振興推進事業費補助金	1	農業振興を図るために行う事業に係る経費	事業種目により異なる(2/10～1/2など)	2	農業者団体(農協、任意組合等)
畜産対策事業費補助金 (死亡獣畜処理円滑化推進事業補助金)	1	死亡獣畜の処理を収集運搬業者に委託するために要する経費	牛1頭12,000円、豚1頭5,000円以内	2	JA遠州中央、マルス、まえしば
茶生産対策補助金 (茶品評会出品対策事業費補助金)	1	遠州中央農協が全国茶品評会、静岡県茶品評会等に出品するために実施する事業に要する経費	補助対象経費の1/3以内	2	遠州中央農協
畜産対策事業費補助金 (袋井市受精卵移植協議会補助金)	1	袋井市受精卵移植協議会が実施する受精卵移植技術の普及及び実用化に関する事業に要する経費	1/4以内	2	袋井市受精卵移植協議会
農業振興推進事業費補助金 (種子生産組合運営費補助金)	1	静岡県米麦協会の採種計画に基づく作物の種子生産に要する経費	補助対象経費の1/2と10万円を比較して少ない額	2	袋井市種子生産組合
農業振興推進事業費補助金 (あさっぱら市)	1	地域の活性化と住民の健康づくりへ寄与するために実施する事業に要する経費	1/2以内(上限6万円)	2	あさっぱら市実行委員会
市民農園整備事業補助金	1	市民農園の開設に要する経費	事業費の1/2以内、上限40万円	1	市民農園開設者
豊笠土地改良区補助金	1	土地改良事業に要する経費	7%以内	2	豊笠土地改良区
部農会交付金	2	部農会の運営に係る経費	均等割1万円、面積割10円/10a	2	各部農会
国営大井川用水事業負担金	1	国営かんがい事業完了に伴う関係市の負担金		2	国営大井川用水
県営農村災害対策事業負担金	1	河川改修、雨水貯留、排水路の改修事業費	基準に基づく	2	国
天竜川下流用水協議会負担金	1	天竜川下流用水協議会の事業に係る経費	用水年間総取水量割で農業用水(81%)のうち10%を市町村で均等割し90%を地区別計画単位推量に計画支配面積を乗じて算出	2	天竜川下流用水協議会
県営基幹水利施設補修事業負担金	1	農業用水の安定的な供給のための用水路の補修費用	補修に要した経費	2	大井川右岸土地改良区
県土地改良事業団体連合会負担金	2	連合会の運営に関する経費	一般賦課金、事業ごとの特別賦課金	2	静岡県土地改良事業団体連合会
大井川右岸土地改良区分担金	1	大井川右岸土地改良区の事業に係る経費	均等割、人口割	2	大井川右岸土地改良区
袋井商工会議所補助金	1	①総合振興、②中小企業対策、③商工業振興、④組織対策事業、⑤経営改善普及事業	①⑤1/4以内、②③④1/3以内。補助総額は一般会計の1/2以内	2	袋井商工会議所
浅羽町商工会補助金	1	①総合振興、②中小企業対策、③商工業振興、④組織対策事業、⑤経営改善普及事業	①⑤1/4以内、②③④1/3以内。補助総額は一般会計の1/4以内	2	浅羽町商工会
地域産業イノベーション推進事業補助金	1	協議会の運営及び調査研究に要する経費	市長が定める額	2	袋市産学官連携推進協議会
商店街イベント事業補助金	1	商店街が行うイベント	1/3以内(上限100万円)	2	駅前商店街組合
中心市街地空き店舗対策事業補助金	1	空き店舗改装事業費、家賃	1/3以内(上限:改装費60万円、家賃90万円)	1･2	事業者または商工団体等
特産品開発等事業費補助金	1	①特産品等開発団体育成事業②特産品等開発事業③特産品販売促進事業	①②1/2以内(上限50万円)③1/2以内(上限1万円)	1･2	事業主体者

補助金名	補助対象経費 1…事業費 2…運営費		補助額 (率)	交付先 1…個人 2…団体	
袋井地区労働者福祉協議会補助金	1	勤労者の福祉増進を図る事業	1/2以内	2	袋井地区労働者福祉協議会
市勤労者協議会補助金	1	勤労者の福祉増進を図る事業	1/2以内	2	袋井市勤労者協議会
中遠建築職業訓練協会補助金	1	中遠建築職業訓練事業に係る経費	市長が定める額	2	中遠建築職業訓練協会
市消費者団体補助金	1	消費者団体の活動に要する経費	市長が定める額	2	袋井市消費者グループ連絡会
天龍社織物工業協同組合補助金	1	組合が行う製品の研究開発、販路拡大等	市長が定める額	2	天龍社織物工業協同組合
産学交流研究開発事業助成金	1	産学協同の研究開発費	年額上限50万円	2	静岡理工科大学
勤労者住宅建設資金利子補給金	1	労働金庫から借り入れた住宅ローンの利息	年利2%、10年間月賦元利均等償還により算出した利息相当額	1	労働金庫の住宅ローン利用者
勤労者教育資金利子補給金	1	労働金庫から借り入れた教育ローンの利息	当該月の融資残高に対し、補給率及び期間を乗じて得た額	1	労働金庫の教育ローン利用者
遠州ライフサポートセンター負担金	2	遠州ライフサポートセンター管理運営に係る経費	基礎割30%、人口割35%、事業所割35%(森町と協定)	2	遠州ライフサポートセンター
融資制度利子補給金 (袋井市小口資金利子補給金)	1	小口資金	各期間における融資平均残高に対し、補給率及び期間を乗じて得た額	2	市内中小企業者に小口資金を貸し付けた金融機関
融資制度利子補給金 (袋井市短期経営改善資金利子補給金)	1	短期経営改善資金	各期間における融資平均残高の0.4%に当たる金額に期間を乗じて得た額	2	市内中小企業者に短期経営改善資金を貸し付けた金融機関
融資制度利子補給金 (袋井市中小企業事業資金利子補給金)	1	事業資金	借り受けた資金500万円を限度に、年利0.5%以内の利子相当額(上限12.5万円)	2	事業資金を借り受けた中小企業者
地域産業活性化事業負担金 (ものづくりフェスタ)	1	中東遠地域の産業振興につながる事業に係る経費	市長が定める	2	ものづくりフェスタ実行委員会
地域産業活性化事業負担金 (夢市場)	1	市南部地域の産業振興等につながる事業に係る経費	市長が定める	2	ふれあい夢市場実行委員会
融資制度利子補給金 (袋井市中小企業景気対策特別資金利子補給金)	1	景気対策特別資金	各期間における融資平均残高に対し、補給率及び期間を乗じて得た額	2	市内中小企業者に景気対策特別資金を貸し付けた金融機関
融資制度利子補給金 (袋井市中小企業高度化資金利子補給金)	1	中小企業高度化資金	各期間における融資平均残高に対し、補給率及び期間を乗じて得た額	2	市内中小企業者に景気対策特別資金を貸し付けた金融機関
産業立地事業費補助金	1	用地取得費・新規雇用従業員数	用地取得経費×1/5＋新規雇用従業員数×50万円(上限2億円)	2	民間企業
ふくろい遠州の花火事業費補助金	1	ふくろい遠州の花火の安全対策及び市民花火推進のための事業費	安全対策事業1/3、市民花火：予算の範囲内	2	ふくろい遠州の花火実行委員会
観光関係団体補助金	1･2	観光振興に必要な経費、運営に必要な経費	他の補助金等を控除した総事業費の2/3以内	2	袋井市観光協会
B級グルメスタジアム開催事業費補助金	1	市長が必要と認める観光振興に必要な経費	市長が定める額	2	B級グルメスタジアムinエコパ実行委員会
県観光協会負担金	1･2	観光振興を図るために行う事業	均等割、人口割、財政力割、観光レクリエーション客数及び宿泊客数を基に算定	2	静岡県観光協会
エコマイハウス支援事業費補助金	1	温室効果ガスの排出量の削減を図るため住宅に新エネルギー機器を導入する経費	機器により異なる	1	機器設置者

補助金名	補助対象経費 1…事業費 2…運営費		補助額 (率)	交付先 1…個人 2…団体	
磐田食品衛生協会補助金	1	食品衛生事業に要する経費	市長が定める額	2	磐田食品衛生協会
新エネルギー機器導入促進奨励金	1	新エネルギー機器の購入に係る費用	1/2以内(上限は機器により異なる)	1	機器購入者
太田川水系の水をきれいにする会負担金	2	太田川水系の水をきれいにする会の運営に係る経費	市町割、水系人口割、水系事業所数割	2	太田川水系の水をきれいにする会
ごみ集積所設置等補助金	1	ごみ集積所の設置又は修繕に係る経費	1/2以内(上限15万円)	2	自治会
生ごみ処理機等設置費補助金	1	生ごみ堆肥化容器及び生ごみ処理機の設置に係る経費	1/2以内(生ごみ堆肥化容器は上限3,000円、生ごみ処理機は上限20,000円)	1	設置者
野良猫の去勢・不妊手術費補助金	1	野良猫の去勢・不妊手術に要する経費	3/4以内(上限:おす6,000円、めす9,000円)	1・2	去勢・不妊手術を実施するもの
古紙等資源集団回収事業奨励交付金	1	古紙等資源を集団で回収を行う団体に対する奨励金	市長が定める額(1kg当たり5円)	2	回収を行う団体
資源ごみ回収自治会奨励交付金	1	資源ごみの分別収集を行う自治会に対する奨励交付金	市長が定める額	2	自治会
がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金	1	危険住宅移転経費、借入金利子	除去費78万円、建物助成費444万円、土地取得費58万円、利子206万円	1	移転事業実施者
浸水住宅かさ上げ資金利子補給金	1	住宅かさ上げ工事のための借入金	上限87万円/戸	1	かさ上げ事業者
水道工事負担金	1	道路整備に伴う水道工事費用	工事費の1/2	2	袋井市水道事業
雨水貯留施設設置事業補助金	1	雨水タンク設置工事費、資材購入費	1/2以内(上限3万円)	1・2	設置事業者
生垣づくり補助金	1	生垣づくりに要する経費	樹木購入経費の1/2以内(上限5万円)	1	事業実施者
袋井市花の会補助金	2	袋井市花の会の運営に要する経費	年間25万円以内	2	袋井市花の会
水道事業会計負担金		子ども手当事業所負担		2	
合併処理浄化槽設置事業費補助金	1	合併処理浄化槽の設置	設置人槽の区分により限度額を設定	1	事業実施者
笠原小学校敷地危険整備事業負担金	1	危険整備事業にかかる経費	5%	2	事業者
母親クラブ育成事業費補助金	1	母親クラブなどの地域組織が、地域における児童福祉の向上を図るために行う活動	上限189,000円	2	母親クラブ
(仮称)愛野幼保園施設整備費補助金(保育所分)	1	施設整備等に要する経費	市長が定める額	2	学校法人　興誠学園
(仮称)愛野幼保園施設整備費補助金(幼稚園分)	1	施設整備等に要する経費	市長が定める額	2	学校法人　興誠学園
乳幼児保育推進事業費補助金	1	1歳児または2歳児の保育に要する経費	県が定める基準(1歳児20,200円、2歳児7,500円)	2	私立認可保育所
延長保育促進事業費補助金	1	延長保育を実施するに要する経費	国が定める基準(30分延長4,900円、1時間延長6,000円)	2	私立認可保育所
乳幼児健全育成事業費補助金	1	1歳児、2歳児、障害児を保育するに要する経費	県が定める基準額(0歳児9,600円/月1歳児3,400円/月、2歳児1,200円/月、障害児7,400円/月一時預かり360円/日)	2	認可外保育施設
認証保育所保育料補助金	1	認証保育所保育料に要する経費	所得階層及び年齢に応じて40,000円～10,000円	1	認証保育所入所児童の保護者
私立幼稚園就園奨励費補助金	1	私立幼稚園に在園する3・4・5歳児の保護者に対して保育料を減免する場合	区分ごとに設定	2	私立幼稚園設置者

補助金名	補助対象経費 1…事業費 2…運営費		補助額（率）	交付先 1…個人 2…団体	
認証保育所運営費補助金	1	認証保育所の運営に要する経費	各月初日の児童数×（0歳15,700円、1・2歳5,200円、3歳児1,500円、4・5歳児1,000円）	2	認証保育所
私立幼稚園運営費補助金	2	私立幼稚園の運営に要する経費	予算の範囲内	2	私立幼稚園設置者
障害児保育事業費補助金	2	保育所が保育に欠ける障害児の受け入れのため保育士を配置する経費	障害児数の年間合計数×37,000円	2	私立認可保育所
一時保育促進事業費補助金	1	保育所が行う一時保育に係る経費	対象経費の実支出額と国が定める基準額（135千円）と比較して少ない額	2	私立認可保育所
元気な幼稚園づくり推進事業費補助金	1	元気な幼稚園づくり推進事業に要する経費	予算の範囲内	2	各幼稚園元気な幼稚園づくり推進委員会
新型インフルエンザ等感染症対策事業費補助金	1	新型インフルエンザ等感染対策物品の購入に関する経費	保育室数×60,000円	2	私立認可保育所
県国公立幼稚園長会負担金	2	県国公立幼稚園長会の運営に係る経費	3,500円×園数、350円×園児数	2	県国公立幼稚園長会
元気な学校づくり推進事業費補助金（小学校）	1	元気な学校づくり推進事業に要する事業費	予算の範囲内	2	各小学校元気な学校づくり推進委員会
元気な学校づくり推進事業費補助金	1	元気な学校づくり推進事業に要する経費	予算の範囲内	2	各中学校元気な学校づくり推進委員会
磐周中学校体育連盟負担金	2	磐周中学校体育連盟の運営に係る経費	学級数、生徒数、学校割、生徒割の合計	2	磐周中学校体育連盟
磐周校長会負担金	2	磐周校長会の運営に係る経費	66,000円×学校数	2	磐周校長会
磐周教育研究所負担金	2	磐周教育研究所の運営に係る経費	学級数割、教職員数割、学校割	2	（社）磐周教育研究所
袋井市文化協会補助金	1	団体の活動振興事業に係る経費	事業費の1/2以内	2	袋井市文化協会
特色ある公民館づくり事業補助金	1	他にない独自の特色ある公民館づくりを展開、推進するために実施する事業に要する経費	2/3以内（上限20万円）	2	公民館運営委員会
袋井市青少年指導者養成事業費補助金	1	青少年指導者養成のための海外研修等に係る参加費、青少年が自主的に開催する養成事業費等	1/3以内	1	事業参加者、事業実施者
社会教育団体補助金（袋井市子供会育成連合会）	1	子ども会活動の事業に係る経費	1/2以内	2	子ども会育成連合会
社会教育団体補助金（袋井市青年団）	1	青年団活動の事業に係る経費	1/2以内	2	袋井市青年団
社会教育団体補助金（ボーイスカウト袋井）	1	青少年健全育成事業に係る経費	1/2以内	2	ボーイスカウト袋井
学術交流振興助成金（外国人留学生、社会人入学生助成金）	1	外国人留学生：教材費、生活費 社会人入学生：入学金、聴講料	外国人留学生：上限月額3万円 社会人入学生：上限10万円	1	外国人留学生、社会人入学生
学術交流振興助成金（公開講座等開催事業助成金）	1	講師等謝礼、需用費、会場借上料、	事業内容により、上限10万円・50万円、市長が定める	2	静岡理工科大学、企業等
社会教育団体補助金（ガールスカウト袋井地区協議会）	1	青少年健全育成事業に係る経費	1/2以内	2	ガールスカウト袋井地区協議会
社会教育団体補助金（袋井市PTA連絡協議会）	1	PTA相互の事務連絡と健全な発展を図る事業に係る経費	1/2以内	2	袋井市PTA連絡協議会
社会教育団体補助金（袋井市公立幼稚園PTA連絡協議会）	1	PTA相互の親睦と研修に係る経費	1/2以内	2	袋井市公立幼稚園PTA連絡協議会
社会教育団体補助金（袋井市育成市民会議）	1	市の文化団体等社会教育団体の活動の振興を図るための経費	1/2以内	2	袋井市育成市民会議

平成22年度　補助金等見直し対象一覧(参考資料)

補助金名	補助対象経費 1…事業費 2…運営費		補助額 (率)	交付先 1…個人 2…団体	
久野城址保存会補助金	1	保存会が実施する事業	1/2以内	2	久野城址保存会
国県指定文化財防災保守点検補助金	1	文化財建造物等に設置されている防災施設機器の法定点検等事業費	総事業費から県費補助額を除いた額の1/2以内	1・2	指定文化財建造物所有者
政務調査費交付金	1	市議会議員の調査研究に資する事業費	議員1人あたり月額25,000円	2	各会派
全国市議会議長会負担金	2	全国市議会議長会運営に関する経費	均等割、人口割	2	全国市議会議長会

提　言

1　補助金等の見直しの考え方

補助金については、その目的に照らして行政の責任範囲、経費負担のあり方、必要性、緊急性および効果の観点から見直しを行い、事業継続の適否を検討し、廃止・縮小・統合等により整理合理化を図るとともに、市民への公開性と透明性を高めることなどから、見直しの基本的な考え方を次のとおりとした。

(1) 行政と補助事業者の責任範囲の見極め

行政がその責任において、保護・奨励すべきものと補助事業者が自ら主体的・自主的に行うものとの区分を明確にする。

(2) 補助制度の周知・透明性の確保

個々の補助金の支出根拠（即ち、別に定める「補助金評価シート」に適した支出となっているか）を明確に定め、市広報やホームページ等を活用し、補助制度を広く市民に周知するとともに補助事業内容、経費、効果などについて情報提供を推進し、補助金交付の透明性を図る。

(3) 補助対象経費の明確化

補助対象経費を事業費と運営費に区分し、補助内容を明確にする。事業費補助として支出したもののうち、団体運営にかかる一般管理費的な費用に充てられているものや事業に直接結びついていない費用は補助対象経費としない。運営費は、団体の維持・管理そのものの為に必要な経費であるが、市は設立後間もない団体を育成し、自立に向けて支援していく必要があるため、自立できるまでの一定期間については、補助対象経費を明確にし、終期を設定した上で補助を行い、段階的に補助金を減額する。

ただし、各種福祉団体等が自らによる問題解決を目的とし、当団体を維持すること自体に公共性が認められる場合については、運営費にかかる費用についても補助金を交付できる。

(4) 補助額（率）の適正化

補助額（率）の基準を定めることにより、支出の抑制を図るとともに、公平を確保

する。

ア　国庫補助や県費補助を伴う補助は、合理的理由がない限り上乗せ補助は行わない。

イ　団体等の決算において繰越額が、補助額の１／２以上ある場合や予算に占める補助金の割合が１／２以上である場合は補助額を減額する。ただし、各種福祉団体等で、他に財源を求めることが出来ない場合や協働まちづくり事業補助金（公募型）はこの限りではない。

(5) 補助金等についての評価の実施

ア　補助対象事業の履行確認と事業経費の会計処理の適切性を検証するため、市は毎年度「補助金評価シート」により各個別の補助金についての事後評価を実施する。

また、補助事業者は、補助金交付申請書に成果目標（数値目標等）や目標達成時期などを記入するとともに実績報告書にはその目標に対する成果（実績評価）を記入する。

これにより各補助金についての行政の責任範囲、経費負担のあり方、必要性、緊急性及び効果を検証し、もって補助事業継続の適否・廃止・縮小・統合等の判断に資する。

イ　新たに補助事業を創設する場合に当たっても「補助金評価シート」による評価を実施し、補助事業の決定に資する。

ウ　負担金、交付金についても前２項と同様の手順をふむ。

(6) 終期の設定

ア　国や県の制度による補助は、その制度の終了と合わせて、市の補助を終了させる。

イ　補助制度は、その補助事業の目標達成に向けた努力の促進と、補助事業の効果や必要性の見直しのための区切りとするため、３年以内の補助期間（終期）を定める。

(7) 協働まちづくり事業補助金（公募型）への移行

事業費補助で全市的なものは協働まちづくり事業補助金（公募型）に移行する。公募型は、市民ニーズにあった事業が市民側から提案され、第三者機関により審査されるため、公開性、公平性が確保されるとともに、年度ごとに公募をするため、常に社会情勢や市民ニーズの変化に対応することができ、また既得権化を防ぐ機能を果たすので、限られた財源を効果的に配分できる。

2　補助金評価シート

補　助　金　評　価　シ　ー　ト

補助金の名称【　　　　　　　　　　　　　　　　】所管課【　　　　　　　】

□ 国・県の政策に基づき、間接的に補助している。または、国・県と同じ補助率(額)を設定し、補助している。（上乗せ補助を除く）

□ 債務負担行為を設定している。

□ 市に交付が義務づけられている。または、他市町との協議等により市の負担が決定している。

上記に該当するものは次の記入は不要である。

所管課	チェックリストの基準に基づき、評価した結果	財　政　課
	□継続　□廃止　□縮小　□その他（　　　　）	
	今後の方針（上と異なる場合のみ記入）	
	□継続　□廃止　□その他（　　　　） 理由	

チェックリスト

区分	評　価　項　目	基　準	評　価
支出根拠・使途	①条例・規則・要綱等が定められている。	□はい □いいえ→廃止	
	②条例・規則・要綱等には補助内容（目的、対象、補助率等）が明確に記されている。	□はい □いいえ→条例･規則･要綱等の見直し	
	③補助率が1/2を超える。ただし、各種福祉団体等で、他に財源を求めることが出来ない場合は、その状況及び補助率を記入する。	□はい→財政基盤が確立→縮小 □いいえ	
	【状況及び補助率】		
	④国・県の政策に基づいた補助率（額）に、上乗せ（市単独）補助をしている。ただし、市の政策に基づく場合は理由を記入する。	□はい→理由無→縮小 □いいえ	
	【理由】		
	⑤補助金の交付目的が市の政策（総合計画）に該当している。	□はい □いいえ→廃止	

「袋井市補助金等の見直しの考え方」より抜粋

補助事業等	共通	⑥交際費、慶弔費、飲食費、親睦会費、宿泊を伴う視察や慰労的な研修費が含まれている。	□はい→縮小(対象費から除く) □いいえ	
		⑦他の団体（個人）に再補助する経費が含まれている。	□はい→補助方法の見直し □いいえ	
	事業費補助	⑧団体運営にかかる一般管理費的な費用が含まれている。	□はい→縮小 □いいえ	
		⑨会費や参加費を徴収していない。または少額である。 （適正化へ）	□はい→縮小 □いいえ	
	団体運営費補助	⑩主体的、自立的に行う団体である。または団体自らが他に財源を求め、自主的運営が出来る。	□はい→廃止または段階的に縮小し廃止 □いいえ	
		⑪会費を徴収していない。または少額である。（主体的へ）	□はい→廃止または縮小 □いいえ	
		⑫繰越額が補助額の１／２以上ある。 （適正化へ）	□はい→廃止または縮小 □いいえ	
補助事業者	共通	⑬特定の者に限られており、また長期にわたり交付されていて、市民（団体）の間に不公平感が生じている。ただし、明確な合理的理由がある。	□はい→理由無→廃止 □いいえ	
		【理由】		
	団体	⑭協働まちづくり事業補助金（公募型）に移行できる。	□はい→移行 □いいえ	
		⑮市担当者が事務局を兼務している。	□はい→予算の事業費化（直接執行） □いいえ	
成果		⑯補助金交付申請書に記載されている成果目標(数値目標等)は達成されているか。	□はい □いいえ→廃止または縮小	
終期設定		⑰３年以内の補助金終了時期を設定している。 （国・県の施策に基づくものは、それ合わせた終期）	□はい □いいえ→終期設定	

〈付属資料〉

1　補助金の定義

補助金は、市が団体、個人の行う特定の事務事業に対し、公益上必要がある場合に、その事務事業の実施にあたり、反対給付を求めることなく金銭的給付を行うことにより、行政目的を効果的かつ効率的に達成しようとするものである。

公金の支出対象、範囲については、憲法第89条で「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属さない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」補助金の支出根拠は、地方自治法第232条の２「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されている。

※　参考

市の歳出予算における19節、負担金、補助及び交付金の定義は、次のとおりである。

①負担金…市が、法令、契約等に基づいて国、他の地方公共団体等との特定事業から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担し、支出するもの

②補助金…市が、特定の事業、活動を助長、奨励するために公益上の必要性を認めた場合に、反対給付なくして支出するもの

③交付金…本来、市が行うべき事務を、法令、条例等により、団体や組合等に委託する場合において、当該事務処理の報償として支出するもの

2　補助金の分類

補助金を財源別・性質別に分類すると、次のようになる。

(1)　財源別分類

補助金を財源別に分類すると、「国庫補助を伴う事業」、「県費補助を伴う事業」、「市単独事業」がある。

国・県補助を伴う事業には、「国・県費のみ（間接補助）」、「国・県費と市費（義務分）」、「国・県費と市費（義務分と上乗せ分）」がある。

- 6 -

(2) 性質別分類

補助金を性質別に分類すると、「事業費補助型」、「団体運営費補助型」、さらに分類すると、「全市的なもの」、「地域性（特定性）が強いもの」の次の４種類になる。

① 「事業費補助型で全市的なもの」

事業費補助型で全市的に行われる事業に対する補助金であり、公募に適している。また、一定の条件を満たせば補助対象となる、全市的な個人給付型も含まれる。

② 「事業費補助型で地域性（特定性）が強いもの」

事業費補助型で地域の特性を生かした事業や、社会的弱者や生活困窮者を対象とする保護、産業活性化等の推進など特別な対策を必要とする場合に交付する、施策的な要素の強い補助金である。

③ 「団体運営費補助型で全市的なもの」

全市的な公益的団体や事業者等に対し、その団体の健全な運営に基づく公益活動を通して、住民の公共の福祉が向上することを期待して交付される補助金である。

④ 「団体運営費補助型で地域性（特定性）が強いもの」

地域に根ざした活動を行う公益的団体などに対象団体の自立化を促進する目的で交付する補助金である。

【図１：補助金の性質別分類】

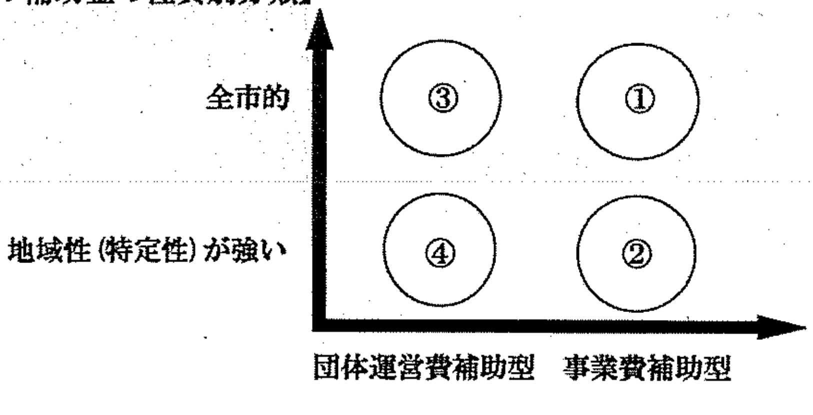

※　それぞれの補助金は、その性質により、２つの指標間の位置にちりばめられ、時期や対象により、性質が変化する場合もある。